

組合長あいさつ

名古屋市茶屋新田地区画整理組合
組合長 山田 都照



茶屋新田組合だより

発行
名古屋市茶屋新田
地区画整理組合

第7回事業計画変更について

◆変更の背景

季冬の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より組合事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大も収束の気配を見せず、制約を強いられる日が続いておりますが、この状況が一日も早く解消され、平穏な日々が戻りますことをお祈り申し上げます。

また、組合員各位におかれましては、何卒ご自愛いただきますようお願い申し上げます。

さて、このような状況下ではありますが、去る十一月五日に第七回事業計画変更等について、審議いたしました。第三十八回総代会を開催いたしました。

本号では、皆様に、事業計画変更の内容について案内させていただきたいと存じます。

昨今、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化、更にはウクライナ情勢等を背景とし、燃料費、工事資材及び人件費等が高騰しており、組合事業にも大きな影響を及ぼしております。

今回の事業計画変更是、この現状に対応するため、公共施設用地の一部を保留地に変更して収入増加を図ろうというものです。組合員各位の生活環境にも直接関係する内容となっております。

我々役員としては、賦課金等組合員各位に新たな負担をかけることを避けるためのやむを得ない措置であると考えております。

今後につきましても、より厳正な組合運営に心がけてまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆対応方針

○右記事業費増大傾向とともに、工事に伴う損害の発生、信号交差点整備など地域要望や懸念化した課題、更には今後の事業収支や資金計画に影響を及ぼすリスクに対応するため、一定の資金を備えておく必要があります。

組合解散までを見据えた確実な事業執行を図るために、組合運営の合理化により事業費縮減するとともに、公共施設用地の一部を保留地化することにより収入を増加させます。

↓組合員への新たな負担発生を回避

○今回の主な変更の内容としては、公共施設用地の一部を廃止・縮小し、保留地化することによる種目別地籍の変更(表1参照)及び資金計画の変更(表2参照)となります。

- ◇土地利用・公共施設計画の変更(図3・4参照)
- 緑地第1号(約710m²)の廃止
- 区画道路6・67号線(約560m)の廃止
- 公園第4号の一部(約1300m²)の廃止

表1 種目別地籍(抜粋)

(単位:m²)

道路	変更前	275,499
	変更後	274,944
公園	変更前	64,076
	変更後	62,806
緑地	変更前	2,050
	変更後	1,340
保留地	変更前	264,390
	変更後	266,925

図2 設計業務等技術者単価(全職種平均)

出典:国土交通省

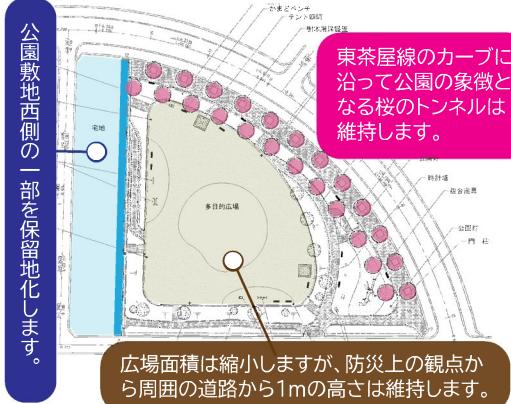


図1 建設資材物価指数(名古屋・土木部門)

出典:国土交通省



図4 公園第4号変更案



東茶屋線のカーブに沿って公園の象徴となる桜のトンネルは維持します。

広場面積は縮小しますが、防災上の観点から周囲の道路から1mの高さは維持します。

図3 土地利用・公共施設計画変更箇所



◇収入の部			◇支出の部			表2 資金計画対比表	
区分	変更前	変更後	区分	変更前	変更後	単位:百万円	単位:百万円
補助金	5,242	5,242	公共施設築造費	12,826	12,840	●工事コスト上昇分を12%見込みます。	
市助成金	5,188	5,224	移転・移設費	8,438	8,476	●過年度実績を考慮し減額を見込みます。	
保留地処分金	27,423	27,618	法§2II該当事業費	4,340	4,340	●工事コスト上昇分とともに、事業課題への対応費用を見込みます。	
その他	348	340	整地費	2,667	2,623	●工事コスト上昇分を5%見込みます。	
合計	38,201	38,424	工事雑費	2,977	3,244	●労務単価上昇分を5%見込みます。	
			調査設計費	4,747	4,779	●過年度実績を考慮し減額を見込みます。	
			損失補償費	2	2	●組合運営の効率化・合理化(執行体制や受託事業の見直し)の効果を見込みます。	
			借入金利子	66	62		
			事務費	2,138	2,058		
			合計	38,201	38,424		

●工事コスト増加に伴い市助成金の増額を見込みます。

●過年度実績に加え、公共施設一部保留地化による増額分を見込みます。

●過年度実績(管理地一時使用料減等)を考慮し減額を見込みます。

■ 7-4街区・7-5街区の開発が進んでいるが、概要を教えて欲しい。大きな区画の開発等組合員が知りたい情報については発信する必要がある。

□ 中古販売業者(ガリバー)が出店する予定で整備が進んでいます。従来の予定どおり7-4街区は売却、7-5街区は賃貸借となり、地権者が契約する相手は大和ハウスになります。

今後は、必要な情報については組合より等を通じて適宜提供していただきたいと思います。

■ 今回役員定数を減らしたが、総代の定数を減らす予定はあるのか。

□ 総代も来年度改選となりますので、定数については土地地区画整理法上の制約もありますので減らすこととは考えていません。

■ イオン東側にある緑地第2号は、ライフルラインが未整備のため宅地として活用できないとの説明だが、広告事業者への売却や、緑地のままであれば名古屋市に買い取ってもらうことはできないとのことです。

□ 広告事業者への売却については検討していません。

■ 6m道路でも交通量の違いや、保育園の送迎、通学路など状況も違う。柔軟な運用が必要である。

□ 名古屋市の基準に基づき、基本的には乗入部以外は蓋をかけているが、地区計画でセントバッカをお願いしているエリア等については全線に蓋を設置しています。

■ 公園第4号の一部を保留地にするということだが、大きな行事を行なう際には大規模な公園が必要であり、計画どおり整備してほしい。戸田荒子線への信号設置など当初になし計画を行い、当初からの計画を変更することには反対である。

□ 公園第5号の保留地化も検討しましたが、公園までの距離や保育園の利用等地域の状況を考える限りはできないと判断しました。

今後の組合事業を円滑に進めるために公園第4号の一部を保留地化することを提案しています。

□ 公園の面積は縮小しますが、可能な限り機能は低下させないような計画としていますので、何卒ご理解いただきたいと思います。

主な質疑応答等

■公園を縮小することについては、地元説明会でも様々な意見や要望が出ているが、それに対する答えはないのか。茶屋地区ばかりが不利益を被るような計画では納得できない。

□ 地元説明会での意見や要望については役員会でも検討しましたが、最終的には公園を縮小する案を本日提案させていただいている。

信号整備については、地区全体の課題として検討しており、戸田荒子線ばかりではなく、南陽中央公園と南秋葉線の三差路や小学校の通学路への設置についても警察に要望しています。

戸田荒子線の信号設置については現在検討を進めしており、別途説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(以上)

◆採決結果
賛成33名(書面表決3名含む)
反対7名(書面表決1名含む)

以上、賛成多数により事業計画変更案は議決されました。

<総代会の様子>



(議案審議)



(組合長挨拶)

組合からの大切なお願い

◆建物等の新築・改築をされる場合について
△施行地区内において、建築物や工作物(塀・フェンス・カーポート等)を新築若しくは増改築する場合は、土地区画整理法第7-6条に基づく申請と都市計画法に基づく地区計画の届出及び許可が必要となります。許可なく建築等の行為を行なうと違法になりますので、まずは、組合までご相談ください。

△南秋葉線万場藤原線では電線類を地中化している場所があります。建築を計画される場合は事前に組合までご相談ください。

△組合からの通知などを確実にお届けするために、土地の売買、相続、贈与等により所有権を移転した場合や住所を変更した場合は、必ず組合へお知らせください。

◆土地の所有者を変更される場合について
△組合からのお届けするため、杭設置を実施しておりますが、使用収益開始後は所有者で適正に管理してください。

△使用収益を開始する直前に組合で除草及び境界杭設置を実施しておりますが、使用収益開始後は所有者で適正に管理してください。

△防災上の危険が高まるばかりでなく、近隣者に多大な迷惑となりますので、各自の責任で除草等適正に管理してください。

△近隣者等からの苦情等により早急な対応が必要となる場合で、所有者で対応いただけない場合は、やむを得ず組合が除草等させていただきます。この場合の費用は所有者に負担していただきますので、予めご承知おきください。

△除草等に係る業者の紹介を希望される方は、組合までご相談ください。

▲お問合せ先
●名古屋市茶屋新田地区画整理組合
☎ 052 (618) 7732

●事務局 公益財団法人名古屋まちづくり公社
区画整理部区画整理課
☎ 052 (211) 6072
(301) 4855

茶屋新田組合だより 一出来形確認測量・永久標識について（お知らせ）一

主な内容

- 1 換地処分に向けて、出来形確認測量を進めています。
- 2 境界杭は、換地処分までに永久標識（コンクリート杭等）に換えます。
- 3 永久標識は地権者自らが管理するものですので、大切にしてください。

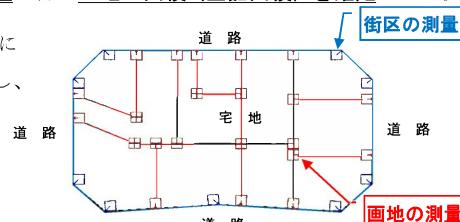
★工事完了後解散までの主な流れ



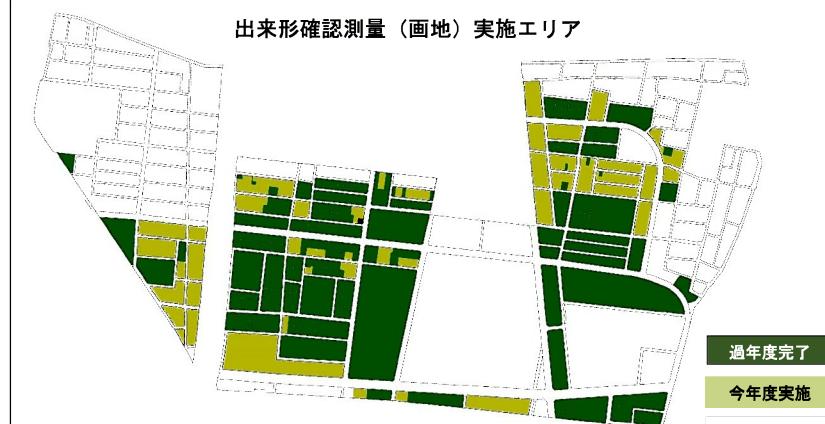
今回お知らせする内容

1 出来形確認測量について

- ・換地処分に向けて、地権者の皆さまの換地面積を確定するための出来形確認測量を進めています。
- ・測量は道路等で囲まれる「街区」と、一つの宅地となる「画地」について実施します。
- ・工事が完了した街区に、永久標識の設置を行い、土地の面積（登記面積）を確定します。
- ・これにより確定した実際の面積をもとに区画整理完了時に面積の過不足を計算し、清算を行ないます。



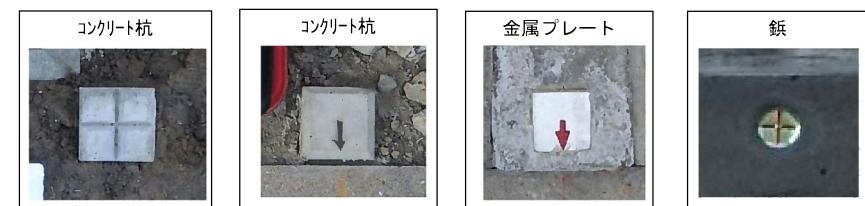
出来形確認測量（画地）実施エリア



2 永久標識について

- ・境界杭は、現在は「木杭」ですが、換地処分までには「永久標識（コンクリート杭、金属プレート、鉄など）」に換えます。
- ・永久標識により、画地等の境界を最終的に確定します。

永久標識の種類（例示）



3 地権者のみなさまへのお願い

- ・引き続き出来形確認測量を進めますので、仮換地での杭設置など測量作業にご協力ください。
- ・永久標識は地権者自らが管理することになります。移動や破損をしないよう、大切に管理してください。
- ・建物の建築工事などの際に、標識への影響が心配される場合は事前に組合に連絡してください。
- ・万が一、永久標識が移動・破損した場合、復元のための費用は原因者（地権者等）に負担していただきます。

お問合せ：茶屋新田土地区画整理組合（tel: 618-7732）